

戸籍の届出

問 市民窓口課 ☎25-3164

出生届

生まれた日を含め14日以内

届出人 原則父か母

届出地 本籍地・所在地・出生地のいずれかの市区町村

📁 お持ちいただくもの

- 届出書(出生証明書添付) 1通
- 母子健康手帳



婚姻届

届出の日から効力が生じます

届出人 夫および妻

届出地 夫または妻の本籍地か所在地のいずれかの市区町村

📁 お持ちいただくもの

- 届出書1通
- 本人確認書類

離婚届

受理した日に効力が生じます

届出人 夫・妻

届出地 本籍地・所在地のいずれかの市区町村

📁 お持ちいただくもの

- 届出書1通
- 本人確認書類

死亡届

死亡したことを知った日から7日以内

届出人 親族・同居人など

届出地 死亡地・本籍地・届出人の所在地のいずれかの市区町村

📁 お持ちいただくもの

- 届出書(死亡診断書添付) 1通



届出に伴う手続き色々

- 印鑑登録 P62 ▶
- 市税・納税 P67 ▶
- 国民健康保険 P70 ▶
- 後期高齢者医療 P72 ▶
- 国民年金 P74 ▶
- 介護保険 P76 ▶
- 障害者手帳 P84 ▶
- 母子保健 P94 ▶
- 児童手当・児童扶養手当 P96・98 ▶
- 保健・予防接種 P87・96 ▶
- 保育所・認定こども園など P100 ▶
- 小・中学校・放課後児童会 P98・102 ▶
- 上水道 P107 ▶
- 下水道 P109 ▶

・相続登記

不動産の所在地を管轄する法務局(法務局のホームページをご確認ください。)

上記に該当のある方は、それぞれのページに進み、手続きなどをご確認ください。

転入届

呉市内に引っ越した日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 市民窓口課または
各市民センター

📁 お持ちいただくもの

- マイナンバーカードまたは
転出証明書
- 本人確認書類
- 外国籍の方は在留カードまたは
特別永住者証明書

転出届

呉市外へ引っ越す時に転出予定日の14日前から受け付け

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 市民窓口課または
各市民センター

📁 お持ちいただくもの

- 本人確認書類
- 【加入者のみ】
- 国民健康保険証
- 介護保険証
- 後期高齢者医療被保険者証



転居届

呉市内で引っ越してから14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 市民窓口課または
各市民センター

📁 お持ちいただくもの

- 本人確認書類
- 外国籍の方は在留カードまたは
特別永住者証明書
- マイナンバーカード
- 【加入者のみ】
- 国民健康保険証
- 介護保険証

届出に伴う手続き色々

- 印鑑登録 P62 ▲
- 市税・納税 P67 ▲
- 国民健康保険 P70 ▲
- 後期高齢者医療 P72 ▲
- 国民年金 P74 ▲
- 介護保険 P76 ▲
- 障害者手帳 P84 ▲
- 妊婦健康診査受診券 P94 ▲
- 児童手当・児童扶養手当 P96・98 ▲
- 健診・予防接種 P87・96 ▲
- 保育所・認定こども園など P100 ▲
- 小・中学校・放課後児童会 P98・102 ▲
- 上水道 P107 ▲
- 下水道 P109 ▲
- ごみの出し方・ごみ袋について P111 ▲
- 飼い犬の登録 P120 ▲

上記に該当のある方は、それぞれのページに進み、手続きなどを確認してください。



届出・証明

住民票の写し・ 住民票記載事項証明書の交付

問 市民窓口課 ☎25-3161

本人確認できる書類が必要です。本人または同一世帯以外の方が手続きする場合は委任状も必要です。

また、マイナンバー（個人番号）や住民票コード記載の住民票が必要な場合は、次のものも必要となります。

■ 本人・同一世帯人が請求する場合

- ①申請者本人の下記本人確認書類
※即日交付ができます。

■ 別世帯の代理人が請求する場合

- ①委任状…マイナンバーや住民票コードが必要と記載があるもの
②代理人の下記本人確認書類
③委任者の下記本人確認書類
④切手
※発行した住民票は、委任者の住民登録地宛に郵送します。
即日交付ができません。

本人確認書類（原本をお持ちください）

- ・マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・写真付き住民基本台帳カード
- ・療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ・在留カード・特別永住者証明書
- ・健康保険証・介護保険証・年金手帳・年金証書
- ・被保護証明書（緊急時受診用は不可）など
- ※通帳やキャッシュカード、診察券などは不可

印鑑登録

問 市民窓口課 ☎25-3161

呉市に住民登録がある15歳以上の人が登録できます。登録する印鑑と官公署発行の写真付き身分証明書を持って市民窓口課または各市民センターで申請してください。

成年被後見人が登録する場合や、本人でも官公署発行の写真付き身分証明書がないまたは代理人の場合はご相談ください。

印鑑登録証明書の交付

印鑑登録証（カード）および本人確認書類が必要です。



届出・証明

戸籍

問 市民窓口課 ☎25-3164

■ 戸籍の届出

届出の種類	届出人	必要なもの	どこで
出生届 (生まれた日を含め14日以内)	原則父か母	☒ 届出書(出生証明書添付)1通 ☒ 母子健康手帳	本籍地・所在地・出生地のいずれかの市区町村
婚姻届 (届出の日から効力が生じます)	夫および妻 (成人の証人2人の署名が必要)	☒ 届出書1通 ☒ 運転免許証等の本人確認書類(P63②参照)	夫または妻の本籍地か所在地のいずれかの市区町村
死亡届 (死亡したことを知った日から7日以内)	親族・同居者など	☒ 届出書(死亡診断書添付)1通	死亡地・本籍地・届出人の所在地のいずれかの市区町村

このほか、養子縁組届、転籍届、離婚届などがあります。

①土日などの届出

戸籍の届出は、休日や時間外でも受け付けます。市役所各市民センターの宿直室へお届けください。なお、休日などの届出は受付のみで、届出書に不備がある場合は、再度来庁いただいたり、不受理でお返す場合があります。

受付時間

(1)市役所および各市民センター

土日祝日および12月29日～1月3日の8:30～17:15

(2)市役所

17:15～翌8:30

②届出の際の本人確認について

届出によって効力が生じる婚姻、養子縁組などの届出のため窓口に来た人(代理人も同様)の本人確認(運転免許証、パスポートなど公的機関が発行する顔写真付きのものなど)をします。本人確認できない場合は、届出を受理した旨の通知書を届出人に郵送します。

▶戸籍証明書の広域交付が始まりました

■どこでも

本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口で請求できます。

■まとめて

ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

■請求できる方

本人又は配偶者、父母、祖父母、子、孫等の直系の方
※顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)の提示が必要です。

■取得可能な証明書

戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本

■広域交付で請求できない証明書

戸籍抄本、除籍抄本、改製原戸籍抄本、戸籍の附票の写し、身分証明書、独身証明書、廃棄証明書等

詳しくは、市民窓口課及び各市民センターにお問合せください。

▶戸籍の証明

戸籍に記載されている人の氏名、性別、生年月日、続柄、死亡年月日、結婚歴などを証明します。

証明書の種類	請求できる方	本人確認書類
・全部事項証明(戸籍謄本) ・個人事項証明(戸籍抄本) ・除籍謄本 ・除籍抄本 ・改製原戸籍謄本 ・改製原戸籍抄本 ・戸籍記載事項証明 ・戸籍の附票の写し ・身分証明、独身証明など	①戸籍に記載されている本人、またはその配偶者(夫または妻)、その直系尊属(父母、祖父母など)もしくは直系卑属(子、孫など) ②自己の権利の行使または義務の履行のために必要な方(死亡した兄弟姉妹の相続人となった方が、兄弟姉妹の戸籍謄本を請求する場合など) ③国または地方公共団体に提出する必要がある方 ④戸籍に記載された内容を利用する正当な理由がある方(成年後見人であった者が、死亡した成年被後見人の遺品を相続人である遺族に渡すため、成年被後見人の戸籍謄本を請求する場合など) ※代理人が請求する場合は委任状が必要です。	運転免許証、パスポートなど(有効期限内のもの)をお持ちください。 ※詳しくはお問い合わせください。

相続で戸籍が必要な方は、あらかじめ年金事務所や金融機関など手続先にどのような内容の戸籍が必要か確認してください。

戸籍の証明は、本籍地の市町村が発行します。請求する戸籍の本籍および筆頭者の氏名をご確認の上、請求してください。

その他手続きはこちら▶

保険・年金 ⊕ **P70** 子育て・教育 ⊕ **P92** 福祉 ⊕ **P80**

マイナンバー(個人番号)カード

問 市民窓口課 ☎25-5698

マイナンバーカードは、顔写真などが表示されたプラスチック製のカードで、申請された方に交付されます。

交付の際には、お持ちの通知カードや住民基本台帳カードは回収します。

いくら かかるの	初回は無料
どんなこと が書かれて いるの	表面：住所・氏名※・生年月日・性別・顔写真 裏面：マイナンバー
いつまで 使えるの	▶ マイナンバーカード 発行日から10回目(未成年は5回目)の誕生日まで ▶ 電子証明書 発行日から5回目の誕生日まで
できること	本人確認の公的な身分証明書になります。 電子証明書を使って、e-Taxなどの電子申請ができます。 コンビニで住民票の写しなどの証明書を取得できます。

通知カード

通知カードは住民の方にマイナンバーを通知するもので、本人確認書類としては使えませんが、住所・氏名※・生年月日・性別・マイナンバーが記載されているので、大切に保管しましょう。

なお、令和2年5月25日で廃止されたため、住所・氏名の変更や再交付はできません。カードの記載事項が住民票と一致している場合に限り、引き続きマイナンバーを証明する書類として使えます。

個人番号通知書

氏名※・生年月日・マイナンバーが記載されています。マイナンバーを証明する書類および本人確認書類としては使えません。

令和2年5月25日以降に住民基本台帳に記載された方は、通知カードではなく、個人番号通知書が送付されます。

※外国人住民の方で、住民票に通称が記載されている方は、氏名と通称の両方が記載されます。

マイナンバーとは

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の行政手続で必要となる重要な番号です。

コンビニ交付

マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアなどのマルチコピー機から証明書を取得できます(一部利用できない店舗もあります)。

取得できる証明書と手数料

証明書の種類	手数料
・住民票の写し(現在のもの) ・住民票記載事項証明書(現在のもの) ・印鑑登録証明書	200円
・全部事項証明(戸籍謄本)(現在のもの) ・個人事項証明(戸籍抄本)(現在のもの)	350円
・戸籍附票の写し(現在のもの) ・所得・課税証明書(最新年度を含んで5年度分まで)	200円

利用できる時間

6:30~23:00(12月29日~1月3日およびシステム休止日を除く)

LINEで住民票の写しが請求できます

マイナンバーカードを使って、呉市LINE公式アカウントから住民票の写しを請求できます。請求された証明書は、郵便で住民登録のある住所にお届けします(郵送料は請求者負担)。お急ぎの場合は、コンビニ交付が便利です(手数料200円)。

取得できる証明書・手数料など

証明書	請求できる方・範囲	手数料	郵送料
住民票の写し	住所が呉市にある方(本人及び同一世帯に記載されている方)	300円	110円

請求に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・スマートフォン
- ・クレジットカード、LINEPayまたはPayPay
- ・呉市LINE公式アカウントへの友だち追加

QRコードを読み込む



LINEアプリで検索

LINEアプリの「友だち追加」から
「@kurecity」で検索

※詳しくは、市民窓口課に問合せてください。

マイナンバー制度に関する
お問い合わせは

0120-95-0178

マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)

平 日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30

(12月29日~1月3日を除く)

※一部IP電話などで上記ダイヤルに繋がらない場合は、**050-3818-1250**におかけください。(有料)

※外国語対応(英語など)は

0120-0178-27におかけください。

マイナンバー

検索

各種証明と手数料

問 市民窓口課 ☎25-3161・25-3164

証明の種類	1通の料金	必要なもの	どこで
住民票の写し、 住民票記載事項証明書	各300円	☒ 申請者本人の本人確認ができる書類(運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書などで有効期限内のもの) ☒ 委任を受けた人が請求するときは、委任を証明する書面が必要です。	市民窓口課・各市民センター
戸籍の全部・個人事項証明 (謄抄本)	450円		
除籍の全部・個人事項証明 (除籍謄抄本)	750円		
戸籍記載事項証明書	350円		
戸籍の附票の写し	300円		
身分証明書、独身証明書	各300円	☒ 申請者本人の本人確認ができる書類(運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書などで有効期限内のもの) ☒ 印鑑登録証(カード)	
印鑑登録証明書	300円		



届出・証明

外国人住民の方の手続き

転出・転入・転居の際は、住民票の異動手続きをしてください。

■特別永住者証明書の手続き

市民窓口課または各市民センターへ

■在留カードの手続き(住民票の異動以外)

最寄りの地方出入国在留管理局へ

問い合わせ先

法務省出入国在留管理庁

外国人在留総合インフォメーションセンター

平日 8:30~17:15 ☎0570-013904

(IP電話からは☎03-5796-7112)



■申請できる人

- ◎日本国籍があり、広島県内に住民登録している人。
- ◎学生や単身赴任などで県外に住民登録していて呉市に居住している人(事前にお問い合わせください)。
- ◎緊急にパスポートが必要になった場合は、県の旅券センター(☎082-513-5603)へ。

■取扱日・時間

月曜日から金曜日まで。
 ※祝日および年末年始の閉庁日はお休み。
 8:30~17:00
 ※ただし、交付は17:15まで。

木曜日は交付のみ19:00まで窓口を開けています。

■申請に必要な書類

市民窓口課および各市民センターの窓口にある「旅券(パスポート)申請のご案内」をご覧ください。ご不明な点はお問い合わせください。

■交付までにかかる日数

新規申請の場合 8日

- ※日数には、土・日曜日および祝日などの休日(閉庁日)を含みません。
- ※令和7年3月24日以降は、交付まで、これまでより長い日数を要する場合があります。

■受け取り

必ず本人がお越しください。

必要なもの

- ①一般旅券受領証(申請時にお渡しします)
- ②県手数料+収入印紙代

旅券手数料の種類	収入印紙	県手数料	合計
10年有効旅券	14,000円	2,000円	16,000円
新規 5年有効旅券 (申請時12歳以上)	9,000円	2,000円	11,000円
5年有効旅券 (申請時12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円

※令和7年3月下旬以降、オンラインでの新規申請の受付が開始されることに伴い、県手数料が改定されます。

▶ パスポートの更新はオンラインで

マイナンバーカードを利用して、マイナポータルから、パスポートの更新(切替申請)ができます。
 パスポートは窓口での受け取りとなります。
 ※令和7年3月下旬以降は、更新の場合だけでなく、新規に申請する場合についても、オンライン申請の受付開始を予定しています。

■必要なもの

現在有効なパスポート
 マイナンバーカード
 マイナポータルアプリ対応スマートフォン

詳しくは、外務省旅券課ホームページ「外務省 パスポート」で検索するか、市民窓口課にお問合せください。



届出・証明